

令和7年度 岡山県国際コンテナ定期航路誘致促進事業費補助金実施要領

1 事業内容

外貿定期コンテナ航路又は国際フィーダー航路を運航する船社に対し、水島港入港料相当額の補助金を交付して支援することにより、水島港における国際コンテナ定期航路の誘致促進を図る。

2 用語の定義

この公募要領で使用する用語の定義は、「岡山県国際コンテナ定期航路誘致促進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に規定するとおりとする。

3 補助対象者

交付要綱第3条第1項第3号の知事が認めるコンテナ航路を運航している者は、次の①～③を全て満たす者とする。

- ①日本国内に事業所を有していること。
- ②他人の需要に応じ、有償で運航している者であること。
- ③届出により一定の航路を一定の日程表に従って営む者であること。

4 交付申請等

(1) 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郵送、持参又は電子申請（岡山県電子申請サービス（以下「県電子申請サービス」という。））によるものに限る。以下同じ。）により交付申請を行わなければならない。

申請者は、郵送又は持参により提出する場合、土曜日、日曜日又は祝日等の閉庁日を除く開庁日の8時30分から17時15分までに提出書類が受理されるよう申請しなければならない。

【提出方法】

① 郵送又は持参により提出する場合

必要事項を記入し、書類の原本を提出する。郵便等による提出は、書留郵便、配達記録郵便その他これらに準じる方法によるものとする。

② 電子申請（県電子申請サービス）により提出する場合

必要事項を県電子申請サービスに入力し、書類の電子データを県電子申請サービス上で添付し送付する。PDF等のデータとすることが困難な場合、郵送での提出も可能とするが、その場合、当該提出書類の原本を提出することとする。

(2) 申請期限

令和8年2月2日（月）17時15分までに下記提出先へ必着とする。

なお、電子申請により提出書類を提出する場合、上記時間までに県電子申請サー

ビス上で提出が完了しなければならない。

(3) 提出先

① 郵送又は持参により提出する場合

岡山県土木部港湾課 計画振興班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

Tel : 086-226-7486 Fax : 086-227-5551

② 電子申請（県電子申請サービス）により提出する場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_initDisplay

5 留意事項

申請者は、補助事業に係る帳簿書類等を補助事業の完了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しなければならない。

【提出・問い合わせ先】

岡山県土木部港湾課 計画振興班

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

Tel : 086-226-7486 Fax : 086-227-5551

E-mail: kowan@pref.okayama.lg.jp